



身体障害者等の「軽自動車税・自動車税」が減免になります



詳しくはこちら

右表に該当する身体障害者等が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税（種別割・環境性能割）、自動車税（種別割・環境性能割）が減免になります。

要件（いずれかに該当する方）

- 車両の所有者等及び運転者が、障害者本人または障害者と生計をとる方
 - 車両の所有者等が障害者本人で、その世帯に運転できる方がなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合
- ※軽自動車税（環境性能割）、自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受ける場合、その他にも要件があります。各問合わせまたは市HPでご確認ください。

軽自動車税種別割の手続き

申請期限 5月31日(金)まで
申請場所 課税課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま1階）

昨年度軽自動車税種別割の減免を受けた方へ～継続申請のご案内～

令和5年度に軽自動車税種別割の減免を受けた方は、申請事項の変更の有無によって手続きが変わります。

- ▶**変更がない場合** 今年度の申請は不要です。該当の方への減免決定通知書は、5月に送付する納税通知書に同封します
 - ▶**変更がある場合** 運転者が変更になる、車両が変わるなどの場合、申請が必要です
- ※詳しくは、課税課または市HPでご確認ください。

軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・環境性能割の手続き

申請期限 5月31日(金)《4月1日時点で所有する自動車の場合》
 ※年度途中で自動車を取得した場合、別途期限が設定されます。
申請場所 県内の各県税事務所、自動車税事務所及び各支所

減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分	障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1～3級または5級
聴覚	2級または3級
視覚	1～3級または4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
音声または言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限り）
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1～6級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（上肢）	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動）	1～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1～3級
療育手帳	㊤またはA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級（上肢○級、下肢○級）により判定します。
 ※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳㊤またはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

問い合わせ

- ◆**軽自動車税種別割について**
課税課 ☎ 25-1122・FAX 25-1191
- ◆**自動車税種別割について**
本庄県税事務所 ☎ 22-6100・FAX 22-2844
- ◆**軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割について**
自動車税事務所熊谷支所 ☎ 048-532-8011・FAX 048-530-1011

▶まちづくり活動にご活用を！

まちづくり推進事業補助金

★市街地整備室 ☎ 25-1138



市では、対象区域内のまちづくり推進に効果のある事業を行う団体に対し、「まちづくり推進事業補助金」を交付しています。
 対象となる事業を予定している場合は、ぜひご活用ください。
対象事業 次のすべてを満たすこと

- 対象区域で補助事業者が実施するまちづくり事業であること

- 補助事業者は、規約を有し、予算と事業計画をもとに継続して活動している団体であること
 - 事業の効果が対象区域に波及し、かつ特定の個人や団体に帰属しないと認められること
- 対象区域** 本庄市立地適正化計画における居住誘導区域（本庄駅周辺地区、児玉駅周辺地区、本庄早稲田駅地区）
補助額 対象経費の2分の1（上限20万円）
申請期限 対象事業を開始する前まで（先着順。予算に達し次第終了）
申請方法 必要書類を郵送または直接市街地整備室へ
 ※詳しくは、市街地整備室または市HPへ。



▶たくさんのご応募ありがとうございました

若泉運動公園新遊具の愛称が『うみそらスライダー』に決定！

★都市計画課 ☎ 25-1137

広報ほんじょう2月1日号及び市HPで募集しました若泉運動公園新遊具の愛称が、

うみそらスライダー

に決定しました。
 遊具のきれいな青色と波打つ滑り台からイメージされる、「海」と「空」が入ったすてきな名前です。
 今後、遊具への掲示を予定しています。たくさんのご応募、ありがとうございました。



▲みんな楽しく遊んでね！

▶交通安全啓発活動に貢献

交通安全広報大使を紹介します

★危機管理課 ☎ 25-1184

2月2日、交通安全広報大使に平野克幸氏が再任されました。

交通安全広報大使とは

地域に密着した交通安全啓発活動ができる方を、警察署長と市町村長が連名で委嘱しています。
 平野氏は「安全で安心なまち本庄」の実現に向け、50年間という長期にわたり、市交通指導員として活躍を続けています。



▲平野 克幸 氏